

3. 国営農業農村整備事業 ([目次へ戻る](#))

[国営事業対策室\(一覧に戻る\)](#)

事 業 名	国営施設集約再編事業 【国営かんがい排水事業・特別型】			
事 業 主 体	国 営			
事 業 内 容	<p>国営土地改良事業によって造成された農業用用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる地域において、施設の集約・再編※を伴う整備を行う。</p> <p>※「集約・再編」とは、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2以上の施設を1以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を含む） ②営農計画等の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの 			
採 技 要 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受益面積 <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね500ha以上（畑は100ha以上） 2. 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ①国営土地改良事業で造成された農業用用排水施設 ②末端支配面積がおおむね500ha以上（畑は100ha以上） ③施設長寿命化計画において、老朽化等による機能低下がみられ、補修又は更新を要するもの 3. 経済性（総費用※） <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業により集約・再編整備した場合の総費用が、単独で更新整備した場合の総費用を下回ること 			
実 施 要 約	国営かんがい排水事業実施要綱			
実 施 要 領	国営かんがい排水事業実施要領			
交 付 要 約	—			
負 担 率	区 分	国	県	その他の
	内 地	2/3	未定	未定
適 用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手までの流れ（国調査） 　　広域基盤整備計画調査 → 地区調査 			

事業名	国営施設機能保全総合対策事業[国営かんがい排水事業・特別型]			
事業主体	国 営			
事業内容	<p>農業用用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業であり、国営土地改良事業等によって造成された農業用用排水施設について、①突発事故等の不測の事態が発生した場合、②不測の事態のリスクがある場合、③老朽化等により機能低下がみられる場合等において調査及び施設の機能を保全するための整備を実施するものであり、施設機能保全検討調査に基づき下記の事業が実施できる</p> <p>①突発事故復旧事業 ②災害普及事業 ③施設機能保全事業</p>			
採択要件	<p>1 受益面積 おおむね500ha(畳100ha)以上 末端面積 おおむね500ha(畳100ha)以上 ※ただし、重要度・緊急度の高い施設は、末端面積おおむね100ha 以上</p> <p>2 施設機能保全検討調査を実施すること</p> <p>3 下記の事業ごとの要件を満たすこと</p> <p>(1)突発事故復旧事業 突発事故が発生した施設の復旧を行うものであり、土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)実施要綱に基づき実施するもの</p> <p>(2)災害復旧事業 自然災害により被災した施設の復旧を行うものであり、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱に基づき実施するもの</p> <p>(3)施設機能保全事業 次のいずれかに該当する施設の機能保全を目的に実施する当該施設の変更であること</p> <p>①上記(1)、(2)と同様のリスクがある施設</p> <p>②一度発生すれば大災害になり得る大規模地震が発生した際、人命・財産等への影響が大きいことその他の農村振興局長が別に定める要件に該当する施設</p> <p>③老朽化等により機能低下がみられる施設であり、総事業費がおおむね10億円以上であること。 なお、土地改良法施行令第49条第1項第4号の事業対象となる施設(土地改良区申請でない事業)は下記の要件を満たすもの</p> <p>ア 整備対象となる農業用用排水施設の整備を行った国営土地改良事業の受益面積がおおむね3,000ha(田以外は、1,000ha)以上)現存すること</p> <p>イ 次のaまたはbの基準を満足する施設であること</p> <p>a 当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準 地域の農業水利システムの体系において重要な機能を担う基幹的な農業用用排水施設であって、通水量等がおおむね0.5m³/s、(重要度・緊急度の高い施設は0.1m³/s、田以外の農用地を受益地とするものになっては、受益地100haあたりの通水量等がおおむね0.03m³/s)を超えるものまたは、それに相当する能力を有するもの</p> <p>b 当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準 おおむね150kpa以上の水圧を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設又は軟弱地盤等に立地する施設に係る事業であること</p>			
実施要綱	国営かんがい排水事業実施要綱			
実施要領	国営かんがい排水事業実施要領			
交付要綱	—			
負担率	区分	国	県	その他
	内 地	2/3	未定	未定
適用				

補助事業名	国営緊急農地再編整備事業			
事業主体	国 営			
事業内容	<p>市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として、次に掲げる事業が実施できる。</p> <p>1.「基幹事業」・・・区画整理</p> <p>2.「併せ行う事業」・・・農業用排水施設、農業用道路、農用地保全 　　客土、暗渠排水(土壤改良、心土破碎、除礫含む)</p>			
採択要件	<p>1. 事業対象地域で「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」(H24.12.26 付け 24 農振第 1168 号局長通知)による調査が実施されていること。</p> <p>2. 「広域産地収益力向上基盤整備基本構想」が市町村で策定され、かつ広域整備基本構想において土地改良長期計画(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)に定める成果目標等の達成が見込まれること。</p> <p>3. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ha 以上でかつ、当該基幹事業にかかる受益面積の合計がおおむね200ha 以上。</p> <p>4. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積に占める耕作放棄地および、耕作放棄地となる恐れのある農地の合計面積の割合が 10%以上であること。</p> <p>5. 農村振興局長が定める「担い手農地利用集積計画」における目標年度までに、受益面積に占める「※1 担い手」への「※2 農地利用集積率」が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 (1) 担い手農地利用集積率が、H24 年度以降の時点を基準として、40%ポイント以上増加し、60%以上となること。 (2) 担い手農地利用集積率が 80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が 20ha 以上となること。</p> <p>6. 「併せ行う事業」は、次の要件をすべて満たすこと。 (1) 基幹事業と受益地が錯そう又は隣接していること。 (2) 基幹事業と併せ行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と耕作放棄地の解消又は発生防止による農地の保全に寄与することが明らかであること。</p> <p>「※1 担い手」・・・農村振興局長が定める基準を満たす農業者又は、農業者の組織する団体 「※2 農地利用集積率」・・・農村振興局長が定める経営等農地面積の割合</p>			
実施要綱	国営緊急農地再編整備事業実施要綱			
実施要領	国営緊急農地再編整備事業実施要領			
交付要綱	-			
補助率	区分	国	県	その他
	内地	2/3(66.6%)	25.2%	8.2%
	内地(事業内容のうち農業用道路の新設・変更)	50	未	未
適用	本事業実施地区において、先端技術導入実証事業(①ICT 導入、②炭素貯留技術導入)の実施可。(事業主体: 国、事業内容:「先端技術導入実証事業実施要領」による)			